ペットの飼い主が
守るべきルール・マナー



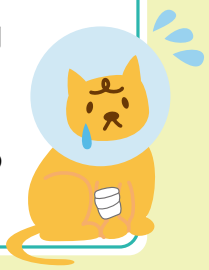
中央区では、ペットの飼い主が守るべきルールや
マナーについて、ペット全般・犬・猫に分けてまとめました。
現在ペットを飼っている方はもちろん、
これから飼うことを考えている方も、ぜひご覧ください。



ペットの飼い主の皆さまへ

1 動物の遺棄・虐待は犯罪です。（動物の愛護及び管理に関する法律）

●愛護動物をみだりに殺したり傷つけた者は、５年以下の懲役又は５００万円以下の罰金が科されます。
●愛護動物を虐待または遺棄した者は、１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金が科されます。



2 ペットがその命を終えるまで適切に飼育しましょう。

●ペットは最後まで責任を持って飼い続けましょう。
●飼い主の病気やケガにより飼えなくなる場合に備えて、預け先や引取り先を決めておくなど準備をしておきましょう。



3 ペットの失踪を防止し、可能な限り屋内で飼育しましょう。

●近隣へのふん尿被害や交通事故などのトラブル防止になります。
●ペットと触れ合う機会が増えるほか、健康状態の確認も行うことができます。
●ペットが失踪してしまった場合は、飼い主が速やかに捜索し捕獲しましょう。

4 予期しない繁殖を防ぐため、可能な限りペットに繁殖抑制措置を行いましょう。

●去勢不妊手術を行うことで、穏やかに過ごせるようになるほか、生殖系の病気を予防できます。



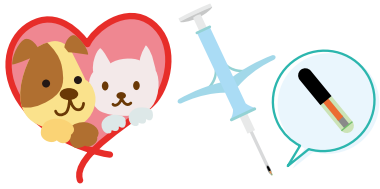
5 ペットの生態・習性をよく理解し、健康や安全に配慮しながら、その動物の種類に応じた飼育をしましょう。ペットが他の人に危害や迷惑を及ぼさないよう飼育しましょう。

●全ての人がペットに好感を持っているわけではありません。ペットと暮らすということは周囲の人々と折り合っていくということです。
●ふん尿や毛、羽毛などで近隣の生活環境を悪化させたり、汚さないようにしましょう。
●動物の種類に応じてしつけや訓練をすることで、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけることを防ぐことができます。



6 ペットには首輪やマイクロチップを装着するなどして所有者を明示しましょう。マイクロチップを装着している場合は、登録情報を常に最新の状態にしましょう。

●迷子になったり災害時に飼い主と離ればなれになったときに飼い主のもとに戻る確率が高まります。
●マイクロチップを装着した犬や猫を家族に迎え入れた時は、飼い主の住所や氏名、電話番号を変更登録しましょう。



7 災害に備えペットに必要な防災対策を行いましょう。



●区では、発災後に自宅が安全な場合は、自宅で生活を続ける「在宅避難」をお願いしています。災害時にペットに必要な水やフード、ケージなどの防災用品は、飼い主が責任を持って用意しておきましょう。
●災害時の状況に対応するためには、日頃からのしつけが特に重要です。他者に迷惑をかけず、また、ペットがストレスをためないために、生活環境が変わっても飼い主がペットをコントロールできるよう準備しましょう。
●ペットが体調を崩さないように、日頃からペットの健康管理に気を配りましょう。

ペットのための災害対策について、詳細は区ホームページをご覧ください。

Check!
区ホームページ▶

犬の飼い主の皆さまへ

1 飼い犬の登録は飼い主の義務です。（狂犬病予防法）





●生後９１日以上の犬を飼い始めたら、犬の所在地を管轄する保健所に３０日以内に登録をしましょう。
●中央区では、マイクロチップが鑑札とみなされる狂犬病予防法の特例制度を適用しています。
●マイクロチップ装着の有無により登録の手続きが異なりますのでご注意ください。
●マイクロチップを装着していない場合、保健所から交付された鑑札を必ず犬に着用しましょう。
●犬の所在地、飼い主の住所など、登録した内容に変更があったときや、犬が亡くなったときには、届出をしましょう。

2 飼い主は、飼い犬に、狂犬病予防注射を受けさせ、保健所に届け出る義務があります。（狂犬病予防法）

●生後９１日以上の犬の飼い主は、毎年１回、狂犬病予防注射を受けさせ、保健所へ注射済であることを届け出る義務があります。
●保健所から狂犬病予防注射済票の交付を受けたら必ず犬に着用しましょう。



犬の登録と狂犬病予防注射の手続き等については、区ホームページをご覧ください。

Check!
区ホームページ▲

3 飼い犬に対し生活に必要なしつけをしましょう。



●犬の鳴き声が周囲に迷惑をかけているかもしれません。
●犬が吠えることには理由があり、吠える頻度はしつけにより減らすことができます。
●子犬の頃から、人や他の犬に吠えたり咬んだりしないようにしつけましょう。
●区では、「犬のしつけ方教室」を開催していますのでご活用ください。

4 散歩の時は必ず犬にリードをつけてください。（東京都動物の愛護及び管理に関する条例）



●ノーリードにしていると、飼い犬が交通事故にあったり、人や犬を咬んでけがをさせてしまう危険があります。
●リードが長すぎたり、フレキシブルリードを使用することは、歩行者や自転車にリードが引っ掛かり、犬が引きずられたりしてけがをしてしまいます。
●犬のとっさの行動に対応できるようリードを短く持ちましょう。
●犬の散歩中にスマートフォンなどを操作することは、飼い犬の排泄を見逃してしまったり、事故に繋がる危険があるためやめましょう。

5 トイレは散歩の前に済ませましょう。



●犬の散歩の目的は、運動や犬の社会化などであり、排泄のためではありません。
●自宅でトイレを済ませてから散歩に行くようにしつけましょう。

6 飼い犬のふん尿の後始末をしましょう。

尿を放置すると、同じ場所に犬がおしっこをしてしまったり、臭いが残って迷惑になります。

●ふん尿の放置は衛生上の問題だけでなく、臭いや見た目を不快に感じる人がいます。
●ふん尿の後始末をすることで苦情や近隣トラブルを防ぐことができます。

ふん



最低限のマナー

・やむを得ず、散歩中にふんをしてしまったら必ず自宅に持ち帰りましょう。
・ふんの放置は、軽犯罪法に違反する可能性があります。

上級者のマナー

・ふんを拾った後に残りがある場合は、水を流すなどしてふんが残らないようにしたうえ、流した水は広がらないようにペットシーツ等で吸い取る方法もあります。
・ペットシーツを広げてふんをさせる方法もあります。

尿



最低限のマナー

・やむを得ず、散歩中におしっこをしてしまったらペットボトルなどに入れた十分な量の水で流して臭いが残らないようにしましょう。

上級者のマナー

・尿をペットシーツなどで吸い取った後に水をかけ、かけた水は広がらないようにペットシーツなどで吸い取る方法もあります。
・マナーベルト・マナーパンツを着用させる方法もあります。
・ペットシーツを広げておしっこをさせる方法もあります。

7 私有地や立入禁止の場所に入って、犬の散歩をするのはやめましょう。



●土地所有者や管理者の迷惑となるだけでなく、トラブルの原因にもなります。

8 飼い犬が人を咬んでしまったら、以下の対応や手続きをする義務があります。（東京都動物の愛護及び管理に関する条例）



●けがをした人へ適切な応急手当を行うなど誠意をもって対応をしましょう。
●飼い主は、２４時間以内に保健所に届出をしましょう。
●飼い主は、４８時間以内に狂犬病の疑いの有無について、獣医師に飼い犬を検診してもらいましょう。
●事故の再発を防止する措置を講じましょう。
●土・日曜日、祝日、平日の夜間など保健所の業務時間外は、東京都の医療機関案内サービス「ひまわり」（電話０３－５２７２－０３０３）にご連絡ください。

9 飼い犬が他の犬を咬んでしまったら、誠意をもって対応しましょう。



●相手の飼い主に動物病院を受診するよう伝えるなど誠意をもって対応し、再発防止に努めましょう。

猫の飼い主の皆さまへ

1 脱走を防ぐための対策を行いましょう。



●屋内で飼育している猫も家から逃げ出すことがあります。
●玄関に柵を用意する、窓にストッパーを設置するなどの脱走防止対策を行いましょう。

こんなときは？

飼っているペットがいなくなった時は、保健所、東京都動物愛護相談センター、最寄りの警察署にご連絡ください。

東京都動物愛護相談センター
TEL 03-3302-3507



「これから犬や猫を飼いたい」、「しつけ方に困っている」などのペットに関する相談は、区と連携して動物愛護施策を推進しているボランティア団体「動物と暮らしやすいまちづくり会」でお受けしています。
ご相談は、中央区在住の方に限ります。

右の二次元コードから相談フォームにアクセスできます。
相談フォーム▶

令和８年（２０２６年）９月発行
協力：中央区動物との共生推進員　　発行元・問合せ先：中央区保健所生活衛生課生活衛生事業係　TEL 03-3546-5762